



国税通則法改定法案の廃案を求める納税者権利憲章をつくる会の集会=11日、国会内

政府は、「現在、調査実務の中慣行として行われている手続き」を法律に明記するだけだと説明しています。しかし、納税者の権利侵害となる重大な規定を、民主・自民

合、税務職員は納税者の書類などを、有無をいわさず、引き揚げようとするでしょう。

事前通知についての規定も設けられますが「事前通知を要しない場合」(74条の10)が新たに設けられます。これを根拠に予告なしの調査が横行する危険も否定できません。まさに人権無視です。

しかし、改定されても調査は任意ですから、断つても責任は問われません。改めて相談して日時を決めればよいことです。

国税庁の側からみれば、これまでの規定で支障なく調査は進められてきたのです。いま権限強化を図る狙いは、消費税率などの大増税に反対する国民的な大運動、とくに消費税の直接の納税義務者である大多数の中小零細業者の反対運動を抑える企てとしか考えられません。

さらに、税務調査の規定の通則法への一本化は、どの税目についても強力な調査権を適用することになります。これにより、民主商工会などの業者団体、民主団体、労働組合など、「人格のない社団等」に対して税法を治安立法的に運用し、違法・不当な介入や書類の提出要求をしてくる危険が生まれます。

現行の通則法が制定された1962年の国会では、「人格のない社団等」をめぐって、通則法すべての税法に適用しようとした政府の原案に、強い反対論が出て国会審議が紛糾しました。結局、修正を余儀なくされ、年度を越して4月2日に成立、4月1日施行という異常事態を招きました。

今回の改定案は、半世纪前の大蔵(現・財務)官僚の“懇願”を大増税体制づくりの地ならしとして登場させてきたものといえます。

通則法改定案は、他にも多くの問題点を含んだ悪法です。日本の民主主義を守り抜くためにも、何としても阻止しなければなりません。

関本秀治(せきもと・ひではる 税理士)

国税通則法 改定案

税務調査を強権化

強権的な徴税をめざす国税通則法(通則法)の改定案が、国会で强行されようとしています。通則法は、税務申告や更正・決定、異議申し立てなど、国税に関する共通的な事項を定めた重要な基本法です。各税法に特則がないかぎり、この法律が各国税に適用されます。

改定法案の趣旨は、現在、各個別の税法に定められている税務職員の調査権限を、「納税環境の整備」の一環として、一括して通則法の中にまとめるものです。

改定法案の趣旨は、現在、各個別の税法に定められている税務職員の調査権限を、「納税環境の整備」の一環として、一括して通則法の中にまとめるものです。



・公明3党の密室協議により潜り込ませようとしているのです。

現状は、納税者に「質問し」「帳簿書類などを「検査することができる」と

されているだけです。しかし、今回の改定案では

帳簿などの「提示、提出を求めることができる」

(74条の2~6)ほか、提出された帳簿などを役所に「留め置くことができる」(74条の7)としています。返還の規定もありません。提出要求に応じないときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。

この改定が成立した場所に「留め置くことができる」(74条の7)としています。返還の規定もありません。提出要求に応じないときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。

この改定が成立した場

は、「人格のない社団等」をめぐって、通則法すべての税法に適用しようとした政府の原案に、強い反対論が出て国会審議が紛糾しました。結局、修正を余儀なくされ、年度を越して4月2日に成立、4月1日施行という異常事態を招きました。

今回の改定案は、半世纪前の大蔵(現・財務)官僚の“懇願”を大増税体制づくりの地ならしとして登場させてきたものといえます。

通則法改定案は、他にも多くの問題点を含んだ悪法です。日本の民主主義を守り抜くためにも、何としても阻止しなければなりません。

関本秀治(せきもと・ひではる 税理士)